

**豊山町耐震改修促進計画  
(2021～2030)**

**別 紙**

**豊山町**

**令和5年4月**

本計画に定める耐震化及び減災化促進のための支援制度のうち、耐震診断・耐震改修に係る補助・助成制度に、次の制度を追加します。

表 豊山町の耐震化及び減災化促進のための支援制度

| 補助の種類           | 補助内容等  |
|-----------------|--|
| 豊山町民間木造住宅除却費補助金 | <p>【対象となる建築物】</p> <p>町の無料耐震診断を受けて、判定値が 1.0 未満の結果が出た建物もしくは一般財団法人愛知県建築住宅センターが行った耐震診断の得点が 80 点未満の判定が出た建物</p> <p>【補助限度額】</p> <p>1 戸あたり限度額 20 万円（除却工事費の 23% または 20 万円のうち少ない額）</p> |

### 参考資料

#### ○豊山町民間木造住宅除却費補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 14 日

告示第 8 号

（令和 5 年 4 月 1 日施行）

（趣旨）

第 1 条 この告示は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害を防止するため、旧基準木造住宅の除却工事を実施する者に対し、豊山町民間木造住宅除却費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付については、豊山町補助金等交付規則（平成 23 年豊山町規則第 10 号）の定めによるほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家・貸家を問わない。以下同じ。）で階数が 2 階建て以下のものをいう。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 町が実施する無料耐震診断（愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第 2 条第 3 号に規定する木造住宅耐震診断に限る。）

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した住宅耐震（現地）診断

(3) 判定値 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第 2 条第 3 号に規定する木造住宅耐震診断による判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」による補強方法の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 除却工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する旧基準木造住宅の部分を含む1戸（長屋、併用住宅及び共同住宅の場合は1棟）全てを解体し、運搬し、及び処分する工事をいう。ただし、昭和56年6月1日以降に増築された部分がある場合は、当該部分を除外することができる。

（補助対象住宅）

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 町内に存する旧基準木造住宅であること。
- (2) 前条第2号アにおいて判定値が1.0未満又は同号イにおいて得点が80点未満と診断されたもの
- (3) 現に居住の用に供している又は申請日前1年以内に居住の用に供していたもの
- (4) 同一敷地内において、過去にこの告示又は次のいずれかの告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。

ア 豊山町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成20年豊山町告示第32号）

イ 豊山町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱（平成28年豊山町告示第11号）

ウ 豊山町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱（平成28年豊山町告示第12号）

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 旧基準木造住宅を所有する者。ただし、所有者が複数存在する場合には、申請者が補助金の交付を受けることに関して、次のいずれかの要件を満たすこととする。

ア 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者（以下「区分所有者」という。）がいる場合は、全ての区分所有者の同意を得ていること。

イ 共有者がいる場合は、全ての共有者の同意を得ていること。

- (2) 国、地方公共団体その他公の機関以外の者であること。
- (3) 町税を滞納していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者でないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第3条に規定する補助対象住宅に係る除却工事とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する除却工事については、補助の対象としない。

- (1) この告示以外の補助金等の交付を受けているもの
- (2) 公共事業の補償対象となっているもの
- (3) 暴力団又は暴力団員が関与する工事  
(補助金の対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の対象経費は、除却工事に要する費用とする。

2 補助金の額は、補助金の対象経費に100分の23を乗じて得た額とし、200,000円を限度とする。

3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。  
(交付の申請及び決定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、除却工事に着手する前に、民間木造住宅除却費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出し、次項の規定による交付決定を受けなければならない。

- (1) 登記事項証明書又は所有者を確認できる書類
- (2) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し(第2条第2号によるものに限る。)
- (3) 補助対象住宅の位置図(付近見取図)
- (4) 補助対象住宅の外観写真(複数の方向から撮影されたものとし、一方向は正面玄関を含む。)
- (5) 除却工事費の見積書の写し
- (6) 所有者が複数存在する場合は、申請者が除却工事を行い、補助金の交付を受けることに関して全ての共有者又は区分所有者の同意を申請者の責任で得たことを示す書類
- (7) 町税を滞納していないことがわかる書類
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に民間木造住宅除却費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の審査の際、必要と認めるときは、補助対象住宅に関して現地調査を行うことができる。

4 町長は、第2項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要に応じて条件を付することができる。

(交付申請内容の変更等)

第8条 申請者は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ民間木造住宅除却費補助金変更交付申請書(様式第3号)に、前条第1項に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更で、補助金の額に変更を生じないものを除く。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、民間木造住宅除却費補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(除却工事の中止又は廃止)

第 9 条 申請者は、除却工事の中止又は廃止をしようとする場合は、民間木造住宅除却工事廃止(中止)届(様式第 5 号)を速やかに町長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第 10 条 申請者は、除却工事が完了したときは、当該完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月末日までのいずれか早い期日までに、民間木造住宅除却工事完了実績報告書(様式第 6 号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事費請求書及び領収書の写し
- (3) 工事完了時の写真
- (4) 延べ床面積 80 ㎡以上の除却工事においては、建設リサイクル法第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出の受領票(町の受付印が押印されたものに限る。)の写し
- (5) 廃掃法第 12 条の 3 第 1 項の規定による産業廃棄物管理票(マニフェスト) A 票の写し又はこれに代わるもの
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 町長は、前条の規定により提出された報告書等の書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、民間木造住宅除却費補助金確定通知書(様式第 7 号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 12 条 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して 10 日以内に民間木造住宅除却費補助金交付請求書(様式第 8 号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 13 条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、民間木造住宅除却費補助金交付決定取消通知書(様式第 9 号)により補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの告示に違反した場合
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用した場合
- (4) 第 10 条に定める期日までに完了実績報告書が提出されなかった場合
- (5) その他町長が不相当と認める事由が生じた場合

(書類の保管等)

第 14 条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(委任)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示は、令和 13 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの告示に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。